

平成25年12月12日

平成26年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 朝倉次郎

本日、取りまとめられました平成26年度税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える「船舶の圧縮記帳制度（特定事業用資産の買換特例）」については新たな要件が課された上で3年の延長となり、「国際船舶に係る登録免許税の特例」については現行内容の2年の延長が認められました。また、平成27年中からの義務化が見込まれるバラスト水処理装置の船舶への搭載工事を促進するための施策が講じられることとなりました。

租税特別措置の大幅な見直しを取りざたされる厳しい状況下、これら制度の維持・整備の結論を頂きましたことは、国会の諸先生方の海運業界に対する深いご理解と国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物であり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後も外航海運は国際競争力の維持を図りながら、わが国の国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力をしてまいります。

引き続き、関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上